



# 鳥取県公報

平成16年 3月26日(金)  
第 7 5 7 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	結核予防法による医療機関の指定 (211) (健康対策課) .....	1
	土地改良法による換地処分 (9件) (212~220) (耕地課) .....	1
	公共測量の終了 (221) (管理課) .....	3
	都市計画法第66条による告示 (222) (都市計画課) .....	3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (3件) (管理課) .....	3
	落札者の決定 (教育委員会事務局教育環境課) .....	10

## 告 示

### 鳥取県告示第211号

結核予防法 (昭和26年法律第96号) 第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令 (昭和26年政令第142号) 第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 3月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ドラッグストアケイ・アイ堂薬局	鳥取市桂木250 - 2	平成16年 3月24日

### 鳥取県告示第212号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区 (第2工区) の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県告示第213号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区 (第3工区) の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第214号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第10工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第215号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第13工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第216号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第14工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第217号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第15工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第218号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆地区（第16工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第219号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る西伯耆2期地区（第4工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第220号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る金屋谷地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成16年 3月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第221号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、郡家町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成16年 3月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（郡家町地形図）
- 2 作業地域 郡家町全域
- 3 終了年月日 平成16年 3月 5日

**鳥取県告示第222号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 3月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
鳥取都市計画公園事業 9・6・1号布勢総合運動公園
- 2 施行者の名称  
鳥取県
- 3 事務所の所在地  
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地  
(1) 収用の部分 変更なし  
(2) 使用の部分 なし

---

**調 達 公 告**

---

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年 3月26日

## 1 業務の概要

(1) 業 務 名 土砂災害防止法基礎調査業務委託 (その1)

(2) 業務内容

本件業務は、共同企業体による共同調査により、気高郡青谷町における土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第4条第1項に規定する基礎調査 (以下「基礎調査」という。) を行うものである。

(3) 業務の概要

基礎調査に必要な資料の収集 一式

区 域 の 設 定 47箇所

(4) 履行期間 平成16年4月から同年12月24日まで

## 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、3名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成14年鳥取県告示第648号 (測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

ウ 平成16年3月26日 (金) から同年4月8日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成15年4月1日 (火) から平成16年4月8日 (木) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 県内に事務所又は事業所 (以下「事務所等」という。) を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

(ア) 県内の事務所等に常勤の技術者 (土木関係建設コンサルタント業務に従事している者で1年以上の実務経験を有する者をいう。以下同じ。) を20名以上有し、かつ、技術士法 (昭和58年法律第25号) 第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員 (以下「技術士」という。) 及び社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を河川、砂防及び海岸部門とするものに合格し、その登録を受けている常勤の技術部門の要員 (以下「シビルコンサルティングマネージャ」という。) を各1名以上有し、かつ、これらの要員を合わせて3名以上有すること。

(イ) 技術士を30名以上有すること。

イ 県内に事務所等を有しない者にあつては、アの(イ)に掲げる基準を満たしていること。

ウ 平成13年度以降に業務が完了し、成果品を納入している基礎調査（以下「同種業務」という。）を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率の20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件業務の実施期間中管理技術者及び照査技術者として配置することができるものを有すること。ただし、(イ)の基準については、管理技術者又は照査技術者のいずれかの者が基準を満たしていればよい。

なお、管理技術者と照査技術者は同一の者であつてはならない。

(ア) 技術士又はシビルコンサルティングマネージャであること。

(イ) 平成13年度以降に同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者（以下「技術者等」という。）として同種業務を実施した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等としてのものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア (3)のアの(ア)の基準を満たしていること。

イ 本件業務の実施期間中、技術士又はシビルコンサルティングマネージャを管理技術者として配置できること。

### 3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年3月26日（金）から同年4月8日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年3月26日（金）から同年4月8日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

### 4 その他

- (1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるところとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年3月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 業務の概要

(1) 業 務 名 土砂災害防止法基礎調査業務委託（その2）

(2) 業務内容

本件業務は、共同企業体による共同調査により、東伯郡東郷町における土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第4条第1項に規定する基礎調査（以下「基礎調査」という。）を行うものである。

(3) 業務の概要

基礎調査に必要な資料の収集 一式

区 域 の 設 定 98箇所

(4) 履行期間 平成16年4月から同年12月24日まで

(5) 予定価格 22,519,350円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### 2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、3名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成14年鳥取県告示第648号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

ウ 平成16年3月26日（金）から同年4月8日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成15年4月1日（火）から平成16年4月8日（木）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者

を除く。)でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 県内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

(ア) 県内の事務所等に常勤の技術者(土木関係建設コンサルタント業務に従事している者で1年以上の実務経験を有する者をいう。以下同じ。)を20名以上有し、かつ、技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員(以下「技術士」という。)及び社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験のうち技術部門を河川、砂防及び海岸部門とするものに合格し、その登録を受けている常勤の技術部門の要員(以下「シビルコンサルティングマネージャ」という。)を各1名以上有し、かつ、これらの要員を合わせて3名以上有すること。

(イ) 技術士を30名以上有すること。

イ 県内に事務所等を有しない者にあつては、アの(イ)に掲げる基準を満たしていること。

ウ 平成13年度以降に業務が完了し、成果品を納入している基礎調査(以下「同種業務」という。)を元請として実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、出資比率の20パーセント以上のものに限る。

エ 次に掲げる基準を満たす者で、本件業務の実施期間中管理技術者及び照査技術者として配置することができるものを有すること。ただし、(イ)の基準については、管理技術者又は照査技術者のいずれかの者が基準を満たしていればよい。

なお、管理技術者と照査技術者は同一の者であつてはならない。

(ア) 技術士又はシビルコンサルティングマネージャであること。

(イ) 平成13年度以降に同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者(以下「技術者等」という。)として同種業務を実施した実績を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として実施した実績については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等としてのものに限る。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア (3)のアの(ア)の基準を満たしていること。

イ 本件業務の実施期間中、技術士又はシビルコンサルティングマネージャを管理技術者として配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年3月26日(金)から同年4月8日(木)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>)/[nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm](http://nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm))から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年3月26日(金)から同年4月8日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件業務の落札者は、1の(5)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年3月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道日野溝口線緊急地方道路整備工事（道路改良）2工区

(2) 工事場所 日野郡日野町下黒坂

(3) 工事内容

本件工事は、主要地方道日野溝口線バイパス整備において1号橋のA1橋台及びP1橋脚を施工するものである。

(4) 工事の詳細

橋梁下部工

A 1 橋 台 逆 T 式 橋 台 1 基 H = 7.0m

A 1 基礎形式 深 礎 杭 2 本 = 2.5m L = 9.5m

P 1 橋 脚 壁 式 橋 脚 1 基 H = 25.0m

P 1 基礎形式 大口径深礎杭 1 本 = 8.5m L = 11.0m

仮設道路工 一式

(5) 工 期 着工日から295日間

(6) 予定価格 130,426,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。
- (4) 平成16年3月26日（金）から同年4月6日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 平成15年4月1日（火）から平成16年4月6日（火）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (6) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (7) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している高さが15メートル以上の橋梁下部工及び深礎杭<sup>りょう</sup>の工事（以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。ただし共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (8) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
  - ア 平成6年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員の技術者等として同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
  - イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
  - ウ 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成16年3月26日（金）から同年4月6日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>）/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm）から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間及び時間

平成16年3月26日（金）から同年4月6日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

#### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものと

する。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる監理技術者に加え、2の(8)のイに掲げる基準を満たす者を専任で配置することを求める。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年3月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達物品の名称及び数量	情報基礎端末装置 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成16年2月25日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社ソルコム 鳥取市岩吉166 - 2
5 落札金額	38,640,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- |                        |                                |
|------------------------|--------------------------------|
| 6 入 札 公 告 日            | 平成16年 1月16日                    |
| 7 落 札 方 式              | 最低価格落札方式                       |
| 8 契約事務担当部局<br>の名称及び所在地 | 鳥取県立倉吉総合産業高等学校<br>倉吉市小田204 - 5 |

